

令和 8 年 3 月定例会提出条例について（当初分）

〔総務部総務課〕

【目次】

1	福知山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例	1 P
2	福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例	1 P ～ 2 P
3	福知山市公告式条例の一部を改正する条例	2 P ～ 3 P
4	福知山市行政手続条例の一部を改正する条例	3 P
5	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	3 P
6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4 P
7	福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4 P ～ 5 P
8	福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5 P
9	福知山市大江町和紙伝承館条例の一部を改正する条例	5 P ～ 6 P
10	福知山市鬼の里Uターンプラザ条例の一部を改正する条例	6 P

11	福知山市丹波生活衣館条例の一部を改正する条例	6 P ～ 7 P
12	福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例	7 P
13	福知山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	7 P ～ 10 P
14	福知山市総合福社会館条例の一部を改正する条例	10 P
15	福知山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	10 P ～ 11 P
16	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11 P ～ 12 P
17	福知山市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例	12 P ～ 13 P
18	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	13 P
19	福知山市し尿投入施設条例及び福知山市下水道条例の一部を改正する条例	13 P ～ 14 P

1 福知山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例（新規）

【担当課：危機管理室 電話：（直通）24-7503（内線）3511】

1 制定の理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

(1) 水防法の規定に基づき、浸水想定区域内において、大規模な工場その他の施設の所有者又は管理者からの申出があったものについては、地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとされているところ、対象となる施設の用途及び規模を定めることとした。

(第1条関係)

(2) 対象となる施設の用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000平方メートル以上と定めることとした。

(第2条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

2 福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例（新規）

【担当課：人権推進室 電話：（直通）24-7021（内線）2220】

1 制定の理由

全ての市民がインターネット上の誹謗中傷等の被害者にも行為者にもならず、基本的な人権を尊重しながらインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

(1) 目的について定めることとした。

(第1条関係)

(2) 定義について定めることとした。

(第2条関係)

(3) 基本理念について定めることとした。

(第3条関係)

(4) 市の責務について定めることとした。

(第4条関係)

(5) 市民の責務について定めることとした。

(第5条関係)

- (6) 事業者等の責務について定めることとした。
(第6条関係)
- (7) 関係機関の連携協力について定めることとした。
(第7条関係)
- (8) 市が目的達成のために取り組む基本施策について定めることとした。
(第8条関係)
- (9) 市が実施するインターネットリテラシーに係る教育及び啓発について定めることとした。
(第9条関係)
- (10) 被害者の相談支援窓口の設置及びその実施事項について定めることとした。
(第10条関係)
- (11) 市は、行為者に対して助言等を行い、必要な施策を実施することとした。
(第11条関係)
- (12) 誹謗中傷等の問題に関する市民及び事業者の理解を深めるため、市が広報活動等を実施することとした。
(第12条関係)
- (13) 市は、インターネット上における不当な差別的言動に係る侵害情報に対し、必要があると認めるときは、意見を表明することができることとした。
(第13条関係)
- (14) 市は、インターネット上における不当な差別的言動に係る侵害情報に対し、必要があると認めるときは、削除の要請又は関係機関への通報を行うことができることとした。
(第14条関係)
- (15) 市は、侵害情報を発信し、又は拡散した者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言を行うことができることとした。
(第15条関係)
- (16) 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。
(第16条関係)

3 施行期日
令和8年4月1日

3 福知山市公告式条例の一部を改正する条例（一部改正）
【担当課：総務課 電話：（直通）24-7036（内線）3214】

- 1 改正の理由
アナログ規制の点検・見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
条例の公布について、福知山市公報への登載に代えて市のホームページに掲載してできることとした。

- 3 施行期日
令和8年4月1日

4 福知山市行政手続条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：総務課 電話：（直通）24-7036（内線）3214】

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 所在が判明しない不利益処分の名宛人となるべき者に対する聴聞の通知を公示の方法により行う場合において、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとした。

(第15条第3項及び第4項関係)

- (2) 文言の整理を行うこととした。

(第2条第5号、第4条、第13条第1項及び第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項、第22条第3項、第28条並びに第29条関係)

- 3 施行期日
令和8年5月21日

5 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3230】

1 改正の理由

福知山市学校運営協議会を附属機関に位置付けることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

附属機関として、福知山市学校運営協議会を位置付けることとし、学校運営に関する基本的な方針を承認するほか、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する事務を担当することとした。

(別表関係)

- 3 施行期日
令和8年4月1日

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3230】

1 改正の理由

福知山市学校運営協議会を附属機関に位置付けることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 学校運営協議会委員の報酬の額を日額3,000円と定めることとし、文言の整理を行うこととした。

(別表関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第5条第1項第2号及び第3号関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

7 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3232】

1 改正の理由

一般職職員の通勤手当等の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 通勤のため自動車等を使用する一般職職員について、距離区分により支給する通勤手当の上限額を1か月当たり66,400円に引き上げることとした。

(第10条第2項第2号関係)

(2) 通勤のため駐車場等を利用する一般職職員について、1か月当たり5,000円を上限として駐車場等の料金相当額の通勤手当を支給することとした。

(第10条第2項第1号及び第3項関係)

(3) 宿直手当及び日直手当について、勤務1回当たりの上限額を4,700円に引き上げることとした。

(第12条の2第1項関係)

(4) 一般職職員に支給する地域手当について、その月額は給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の7を乗じて得た額とすることとした。

(第17条第2項関係)

(5) 災害応急作業等手当について、本市の区域内における作業も対象に含めるとともに、1日当たりの上限額を2,160円に引き上げることとした。

(別表第3の14の項関係)

(6) 勤務時間外において、業務上の必要により、緊急の要請に即応するため、直ちに

勤務又は電話等による対応ができる状態での待機を命ぜられた一般職職員に対し、1回当たり150円を上限として緊急対応待機手当を支給することとした。

(別表第3の15の項関係)

(7) 文言の整理を行うこととした。

(第10条第4項から第7項関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

8 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【担当課：職員課 電話：(直通) 24-7034 (内線) 3232】

1 改正の理由

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 会計年度任用職員に支給する地域手当相当額の報酬について、その月額を報酬の基準となる額に100分の7を乗じて得た額とすることとした。

(第2条の2第2項関係)

(2) 通勤のため自動車等を使用する会計年度任用職員について、距離区分により支給する費用弁償の上限額を次のとおり引き上げることとした。

ア 時間で報酬を定める職員 1日当たり3,161円

イ 月額で報酬を定める職員 1か月当たり66,400円

(第15条第1項第1号関係)

(3) 通勤のため駐車場等を利用する会計年度任用職員について、1か月当たり5,000円を上限として駐車場等の料金相当額の費用弁償を支給することとした。

(第15条第2項関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第15条第1項及び第3項関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

9 福知山市大江町和紙伝承館条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【担当課：大江支所 電話：(直通) 56-1102 (内線) 9321】

1 改正の理由

福知山市大江町和紙伝承館の入館料及び使用料の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 入館料を無料とすることとした。

(第4条関係)

(2) 使用料の取扱いについて定めることとした。

(第6条関係)

(3) 展示室及び体験工房の使用料を定めることとした。

(別表関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第5条、第7条から第14条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

10 福知山市鬼の里Uターンプラザ条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：大江支所 電話：（直通）56-1102（内線）9321】

1 改正の理由

入所許可の条件を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

入所許可に係る世帯の年齢要件をおおむね「45歳以下」から「60歳以下」に見直すこととした。

(第2条第2号関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

11 福知山市丹波生活衣館条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：文化・スポーツ振興室 電話：（直通）24-7033（内線）3134】

1 改正の理由

福知山市丹波生活衣館の使用時間及び使用料の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市丹波生活衣館の使用時間及び使用料を次のように改めることとした。

	使用時間	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで
施設			
市民ギャラリー		1,200円	3,000円

研修室	600円	1,500円
-----	------	--------

(別表関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

12 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例(一部改正)
【担当課：消防本部総務課 電話：(直通) 24-0119 (内線) 2420-200】

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 消防作業等従事者、救急業務協力者又は訓練参加者に係る補償基礎額の最低額を10,000円に、最高額を15,000円に引き上げることとした。

(第5条第2項関係)

(2) 非常勤消防団員等に係る扶養親族の補償基礎額の加算額について、22歳までの子を433円に引き上げることとした。

(第5条第3項関係)

(3) 非常勤消防団員の損害補償の補償基礎額を次のように改めることとした。

(別表関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

3 施行期日

令和8年4月1日

13 福知山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(新規)
【担当課：幼保支援課 電話：(直通) 24-7083 (内線) 6260】

1 制定の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めることとした。
(第1条関係)
- (2) 一般原則について定めることとした。
(第2条関係)
- (3) 利用定員に関する基準について定めることとした。
(第3条関係)
- (4) 特定乳児等通園支援事業者が行う保護者との面談について定めることとした。
(第4条関係)
- (5) 特定乳児等通園支援事業者は、正当な理由がなければ特定乳児等通園支援の提供を拒んではならないこととした。
(第5条関係)
- (6) 特定乳児等通園支援事業者は、市が行うあっせん及び要請に対し、協力を努めなければならないこととした。
(第6条関係)
- (7) 保護者から提示を受けた乳児等支援支給認定証の記載事項のうち、特定乳児等通園支援事業者が確認する内容について定めることとした。
(第7条関係)
- (8) 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者に対し、その申請について必要な援助を行わなければならないこととした。
(第8条関係)
- (9) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たり、子ども及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握に努めなければならないこととした。
(第9条関係)
- (10) 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他施設等との密接な連携に努めなければならないこととした。
(第10条関係)
- (11) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供について記録しなければならないこととした。
(第11条関係)
- (12) 特定乳児等通園支援事業者が保護者から支払を受けることができる費用等について定めることとした。
(第12条関係)
- (13) 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領によるときは乳児等支援給付費の額の通知を、法定代理受領によらないときは特定乳児等通園支援提供証明書を保護者に対して交付しなければならないこととした。
(第13条関係)
- (14) 特定乳児等通園支援事業者は、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないこととした。

(第14条関係)

(15) 特定乳児等通園支援事業者は、常にその改善を図るため、自己及び外部の者からの評価を行うこととした。

(第15条関係)

(16) 特定乳児等通園支援事業者は、子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないこととした。

(第16条関係)

(17) 特定乳児等通園支援事業所の職員は、子どもの体調に急変が生じた場合等に、速やかに必要な措置を講じなければならないこととした。

(第17条関係)

(18) 特定乳児等通園支援事業者は、保護者が不正行為により乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市に通知しなければならないこととした。

(第18条関係)

(19) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の運営規程を定めておかななければならないこととした。

(第19条関係)

(20) 特定乳児等通園支援事業者による勤務体制の確保等について定めることとした。

(第20条関係)

(21) 利用定員の遵守について定めることとした。

(第21条関係)

(22) 特定乳児等通園支援事業者は、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を掲示するとともに、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととした。

(第22条関係)

(23) 特定乳児等通園支援事業所において、子どもに対して差別的取扱いをしてはならないこととした。

(第23条関係)

(24) 特定乳児等通園支援事業所の職員は、子どもに対して虐待等をしてはならないこととした。

(第24条関係)

(25) 子ども又はその家族の秘密保持等について定めることとした。

(第25条関係)

(26) 特定乳児等通園支援事業者は、保護者が適切な選択をすることができるように、支援の内容に関する情報提供を行うよう努めなければならないこととした。

(第26条関係)

(27) 特定乳児等通園支援事業者は、利用者の紹介の対償として、利益を供与又は收受してはならないこととした。

(第27条関係)

(28) 苦情対応について定めることとした。

(第28条関係)

(29) 特定乳児等通園支援事業者は、地域との交流に努めなければならないこととした。

(第29条関係)

(30) 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。

(第30条関係)

(31) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないこととした。

(第31条関係)

(32) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業に係る諸記録を整備しなければならないこととした。

(第32条関係)

(33) 特定乳児等通園支援事業者は、書面等により行うこととされている記録、作成、保存等について、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。

(第33条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

14 福知山市総合福祉会館条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：社会福祉課 電話：（直通）24-7088（内線）2117】

1 改正の理由

福知山市総合福祉会館の会議室の一部を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

会議室のうち、第11号室、第12号室及び第24号室を削ることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

15 福知山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：こども福祉課 電話：（直通）24-7011（内線）6211】

1 改正の理由

こども基本法の基本理念を踏まえ、高校生等を委員に加えることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 条例の趣旨に、こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定を加えることとした。

(第1条関係)

(2) 子ども・子育て会議の任務として、市町村子ども計画に関することを加えることとした。

(第2条第2号関係)

(3) 委員の定数の上限を20名以内に引き上げ、高校生等を委員に加えるとともに、その任期を1年とすることとした。

(第3条関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第2条第3号及び第3条第1項第7号関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

16 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：保険年金課 電話：（直通）24-7015（内線）2261】

1 改正の理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の賦課及び徴収に係る事項

ア 国民健康保険料（以下「保険料」という。）の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。

(第9条の2関係)

イ 基礎賦課総額に子ども・子育て支援納付金を加えることとした。

(第10条第1号イ及びカ並びに第2号イ関係)

ウ 子ども・子育て支援納付金賦課総額について定めることとした。

(第14条の12関係)

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、被保険者均等割額、平等割額及び18歳以上被保険者均等割額の合計額とすることとした。

(第14条の13関係)

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割額は、前年の総所得金額等に所得割の保険料率を乗じて算定することとした。

(第14条の14関係)

カ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割、被保険者均等割、18歳以上被保険者均等割及び平等割に係る保険料率について定めることとした。

(第14条の15関係)

キ 子ども・子育て支援納付金賦課限度額は3万円を超えることができないこととした。

(第14条の16関係)

ク 賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の算定方法に、子ども・子育て支援納付金賦課額等を加えることとした。

(第17条関係)

ケ 低所得者の保険料の減額に子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。

(第18条の2第1項第1号及び第5項関係)

コ 特例対象被保険者等の特例に子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。

(第18条の3関係)

サ 未就学児の被保険者均等割額の減額に子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。

(第18条の4関係)

シ 出産被保険者の保険料の減額に子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。

(第18条の5関係)

ス 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者が世帯に属する場合の子ども・子育て支援納付金賦課額について、均等割額を10割軽減とすることとした。

(第18条の6関係)

(2) 保険料の基礎賦課限度額に係る事項

保険料の基礎賦課限度額について66万円から67万円に引き上げることとした。

(第14条の6関係)

(3) 低所得者の保険料の軽減措置に係る事項

低所得者の保険料の減額に係る算定について、世帯に属する被保険者等の数に乘じる金額を次のとおり改めることとした。

ア 5割軽減の対象となる世帯 310,000円

イ 2割軽減の対象となる世帯 570,000円

(第18条の2第1項第2号及び第3号関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第14条の6の2、第14条の6の5、第14条の7関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

17 福知山市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【担当課：保険年金課 電話：(直通) 24-7015 (内線) 2261】

1 改正の理由

福知山市国民健康保険三和診療所の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

福知山市国民健康保険三和診療所の名称及び位置を定めることとした。

(別表関係)

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

18 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：高齢者福祉課 電話：（直通）24-7013（内線）2144】

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けることとした。

(附則第11条及び第12条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

19 福知山市し尿投入施設条例及び福知山市下水道条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：下水道課 電話：（直通）23-2085（内線）72-401】

1 改正の理由

福知山市汚泥受入棟を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市し尿投入施設条例（昭和39年福知山市条例第47号）の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 題名を福知山市し尿受入施設条例とすることとした。

(題名関係)

イ 福知山市し尿受入施設の名称及び位置を次のとおりとすることとした。

名 称	位 置
福知山市し尿投入施設	福知山市字和久市 208 番地

(第 3 条関係)

ウ 文言の整理を行うこととした。

(第 1 条、第 2 条及び第 4 条から第 7 条関係)

(2) 福知山市下水道条例（平成 2 4 年福知山市条例第 3 3 号）の一部改正

(改正条例第 2 条関係)

文言の整理を行うこととした。

(第 1 1 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日